

名跡志には、『瀬島村といふ公領あり。風景の小島二つあり。一は瀬島といひ、今畑に成てあり。一つは種島とて宮森に成てあり。』と記し、その畑地である瀬島といふは今の種島、宮森である種島といふは今の畑島のやうに見える。享保二年の能登紀行には、種島をおにが島とする。

タネサダトキ 種田定時 通稱平八。寛永中伏見より下つて加賀藩に仕へ、鏡象眼師を業とした。その門下に新右衛門定景・吉次郎定次があり、定次の弟種田吉之丞定勝は後藤頼乗の門下で各工であつた。又定勝の門人三郎右衛門忠平は、正保中加賀藩の扶持を受け、忠平の子に庄太郎忠清があつた。

タネナスビ たね茄子 一冊。金澤の俳人關更が京に出てからの編纂。寛政元年京菊屋太兵衛板。關更の附合と各地の俳信を載せたもので、北枝の書状をも附録してゐる。

タネムラサプロシロウ 種村三郎四郎 或は田名村・多野村に作る。天正中前田利家に隨つて諸所に戦つた。後木藩を退き、慶長中京都に居たが、利長の家康から嫌疑を蒙つた際、爲に大に奔走したといふ。一書に、種村肖推寺はもと柴田勝家の臣で、勝家の滅後利家が二萬石を以て招いたが従はず、蟻賊に隱遁して琵琶を弄んでゐた。因つて利家は曾て信長から利長夫人に贈られた白雲といふ琵琶を贈り、肖推寺の孫三郎四郎を小姓に招き、五千石を興へたが、後に三郎四郎の若黨の横山山城に斬りかけたことがあつた爲、眼を請うて遂に本藩を去つたともいふ。

タノカミマツリ 田ノ神祭 藩政の頃、農家に於いて二月五日を田の神の天より降る

日、十月五日を田の神が守護を終へて昇天する日とし、共に神酒魚菜を備へて之を祭つた。田の神は盲目であると信ぜられ、供物の種類を亭主が説明して捧げる所もあつた。田神祭はまた田祭・田圃祭・野祭・鑿庭・あいのことともいふ。

タノシマ 田ノ島 河北郡井上庄に屬する部落。龜尾記には、この村に飛塚があるといひ、寶永の調書には、この村領山漆原谷に清水鑿殿の屋敷跡があるとある。

タノシリ 田ノ尻 石川郡中奥郷に屬する部落。

タノシリ 田ノ尻 羽咋郡西谷内の内の小字。

タノシリ 田ノ尻 鹿島郡能登島庄に屬する部落。

タノシリダキ 田ノ尻瀧 羽咋郡西谷内にある瀧。

タノモシ 頼母子 寛永中金澤城下の所々に遊女があつて、好色の輩爲に金銀を濫費し、遊興の資を得んが爲に天狗頼母子の法を初めた。加賀藩に於ける頼母子の語は之を初見とするやうである。故を以て寛文二年四月八日の法令によつて、『頼母子銀向後無用之事。』と令したが、同十一年十一月十六日には、頼母子を禁ずるは侍衆のことで、町方の儀でないことあり、更に延寶六年正月廿四日の令によつて、『向後町方頼母子銀之儀、勝手及困窮何共難取贖者は、一門中並近付之者共爲助成取立。』を許すに至つた。然るにその後虎の子或は取扱頼母子などと稱して、名は頼母子であるが、實は畜養類の投機的性質を帯びるものを生じたから、寶曆七年には再び之を禁止するに至つた。

するに至つた。

タバコ 煙草 煙草に就いては、慶長十六年六月朔日加賀藩の令に、『御分國たばこかた被成御停止事。若領内にてみだりに取扱候者於有之者、可被處罪科旨被仰出者也。』とあり、こは、販賣の禁止とも喫煙の禁止とも解されるが、恐らくは販賣禁止と共に喫煙に及んだものであらう。又寛永八年十二月に、明年六月以降刻煙草の商賣を停止するが、特に葉煙草商賣の儀は穿鑿に及ばずとあるのは、細切精製したるものを販賣することを奢侈と認められたのであらう。併し此の法令が何時となく弛緩したこと言ふまでもなく、後の煙草屋は固より刻煙草屋のみで、一に切粉屋とも稱せられた。煙草の名産は石川郡鶴來に舞留があつて、辛味を帯びるが氣品高尚であり、松任の薄紅葉は最も溫和に、河合の河合は辛くして香氣座に滿ち、名聲最も高かつた。故に吉野・若原・上野・下野等の産も亦河合煙草の名を以て販賣せられた。手取川上流で産するものは、鶴來に口錢場があつて、皆そこに税金を納めてゐたらしい。

タバコヤスギ 煙草屋杉 鹿島郡所口の人煙草屋伊右衛門の娘であつた。伊右衛門事に依つて金澤の公事場に下り、遂に牢死するに至つたが、杉は青草辻金屋六兵衛の下婢になり、屢獄舎に赴いて至孝を盡したので、安永元年六月二十日町奉行之を賞し、生涯毎年銀子百目を興へた。良民言行録に之を天明三年に繫けてゐるのは誤である。

タバタ 田畑 羽咋郡相神の内の小字。

タバタ 田畑 鹿島郡久乃木の内の小字。

タバタ 田畑 鳳至郡東中尾の内の小字。

タバタヒヨウエ 田畑兵衛 越中彌波郡澤川の農。天正十二年九月佐々成政の末森城を攻撃する爲、羽咋郡牛首に出ようとした時、兵衛をして嚮導たらしめた。因つて兵衛は直に末森城の奥村永福に密告せしめ、後その功によつて、十一月六日利家から祖先傳來の山林を安堵せしめられ、宛名を高桑兵衛とした判物を賜はつたが、後之を失ひ、改めて天正十九年十一月七日利家から田畑兵衛とした判物を受けたと傳へる。

タバハラ 倭等 河北郡金浦郷に屬する部落。

タバハラ 田原 羽咋郡堀松庄に屬する部落。

タバハラハラ 倭原 河北郡井上庄に屬する部落。もと表原とも書いたが、元祿十五年十二月依原に一定した。

タバハラヤソウセツ 倭屋宗雪 ↓キタガハソウセツ 喜多川宗説。

タバハラヤソウタツ 倭屋宗達 本姓野々村。諱は以悦、字は伊年、宗達は其の號、所居を對青軒といふた。能登の人で、初め徒つて金澤に居り、後京師に入つて豐宗寺に住し、一家の齋風を起した。宗達の歿年は詳かでないが、齋乘要略には寛永末年金澤に歿したとし、本朝齋藝には享年を六十八歳としてゐる。併し寛永の頃京都にあつて齋名を揚げたことは、鳥丸光廣の贊又は奥書を有するもの、あるによつて確實としていふ。金澤寶圓寺内に在るといふ宗達の墓碑は、固より近年の偽蹟である。

タバハラヤソウタツ 倭屋宗達 依屋伊年宗達の族で、字を萬年、號を宗達といふたとの